

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

第2期計画（令和3年4月～令和8年3月）

令和3年4月

上北地方教育・福祉事務組合

上北地方教育・福祉事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

上北地方教育・福祉事務組合理事会理事長
上北地方教育・福祉事務組合議会議長
上北地方教育・福祉事務組合教育委員会
上北地方教育・福祉事務組合監査委員

上北地方教育・福祉事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、上北地方教育・福祉事務組合理事会理事長、上北地方教育・福祉事務組合議会議長、上北地方教育・福祉事務組合教育委員会、上北地方教育・福祉事務組合監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、理事長部局、議会事務局及び監査委員事務局、教育委員会部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、理事長部局、議会事務局及び監査委員事務局、教育委員会部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

目標 1 : 令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 1 0 % 以上にする。

目標 2 : 令和 7 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 5 0 % 以上にする。

【取組内容】

分析結果により、当組合においては男性職員の育児全般に係る休暇取得率が低い状況にあることから、男性職員に対して男性の家事、育児等への参画を促す取組を実施します。